

**生駒市清掃センター基幹的設備改良事業に係るアドバイザー業務に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1. 業務概要

(1) 目的

生駒市清掃センターは平成3年に竣工し、現在契約している長期包括運営業務委託が終わる時点で竣工から約30年が経過します。当施設は市民生活に必要な施設であり、今後も長期的に施設の運営を継続する必要があるが、そのためには、延命化を行う基幹的設備改良事業が必要となります。

本件業務の内容は、現在の生駒市清掃センターの操業状況や補修履歴等から必要な工事内容を整理して、環境省の交付金を得て基幹的設備改良事業を行うために必要な長寿命化総合計画を策定すること、基幹的設備改良事業及び長期包括運営業務の適切な業務範囲について検討し、これら業務の委託先を選定するにあたっての最適な発注方式等の検討を行うこと、及び委託先の選定に必要な書類等を作成すること、といった基幹的設備改良事業及び長期包括運営業務を確実に実施するための検討にあたっての資料作成等支援業務を委託する事業者選定を行うものです。

(2) 業務名

生駒市清掃センター基幹的設備改良事業に係るアドバイザー業務

(3) 業務内容

ア 長寿命化総合計画策定業務

イ 基幹的設備改良事業及び長期包括運営業務に係る事業者選定支援業務

(ア) 基幹的設備改良事業基本計画策定

(イ) 事業者選定支援業務

(4) 業務期間

契約締結日～令和4年3月31日

2. 業務に要する費用（予定価格）

総額 34,815,000円（消費税及び地方消費税を含む）

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格とします。

3. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を全て満たす者でなければなりません。

- (1) 市に一般競争（指名競争）参加資格審査申請書又は物品・委託業務業者登録申請書（以下「入札参加資格」という。）を提出していること。
- (2) 公告の日から受託候補者特定の日までの間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領による入札参加停止を受けていないこと。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除きます。
- (6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。
- ア 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、法人格を持たない団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (7) 過去5年間（平成27年度から令和元年度）に、長寿命化総合計画策定業務及び基幹的設備改良事業に係る発注支援等の実績があること。なお、現在業務履行中の場合であっても受託実績に含むものとします。

4. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和2年5月14日（木）17時00分まで（必着）
- (2) 提出方法：別添の質問書（様式1）により、電子メールにて提出してください。

（電子メールアドレス）kankyohozen-q@city.ikoma.lg.jp

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。

- (3) 回答日：令和2年5月20日（水）
- (4) 回答方法：市公式ホームページに掲載

5. 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

- ①業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式2） 原本1部
- ②実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本9部
 - ア 会社概要（様式3）
 - イ 技術者の概要（様式4）
 - ウ 業務実績調書（様式5）
 - エ 担当技術者調書（様式6）
 - オ 技術責任者の経歴及び実績等調書（様式7）
 - カ 再委託調書（様式8） ※再委託する場合のみ
 - キ 企画提案書（任意様式）※別紙「企画提案書等作成要領」を参照
 - ク 工程表（任意様式）
 - ケ 参考見積書（任意様式）

※仕様書の業務内容や企画提案書の内容に応じた見積内訳を添付してください。

※本業務に係る必要な経費を算出し、詳細に記載してください。なお、参考見積書の金額が業務に要する費用（予定価格）を超過した場合は失格となるため、留意してください。

※新型コロナウイルスの影響で、自宅待機等により会社印を押印できない場合は、会社印は不要とし、後日会社印を押印した書類を提出することとします。

(2) 作成要領

別紙「企画提案書等作成要領」を参照

(3) 提出期限等

- ①提出期限：令和2年5月27日（水）まで（必着）
- ②提出場所：生駒市役所 市民部 環境保全課（市役所2階21番）
- ③提出方法：郵送によること。

なお、郵送で提出する際、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

6. 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

(1) 第1次審査（書類審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記8（1）～（3）で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、第2次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記8（2）で示す審査基準に基づいて再評価するとともに、下記8（4）でヒアリング等の内容で加算点を追

加し、最も優れている提案を特定します。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、Skype等を使用して、第2次審査を遠隔で実施する場合があります。

(3) 審査結果の通知

①第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、郵送で通知します。

②第2次審査

審査結果を郵送により通知します。

7. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

- | | | |
|-----------------------|----------|-------------------|
| (1) 業務に係る実績・実施体制 | 10／180点 | (第1次審査は、10／130点) |
| (2) 企画提案の内容 | 110／180点 | (第1次審査は、110／130点) |
| (3) 業務見積 | 10／180点 | (第1次審査は、10／130点) |
| (4) ヒアリング等の内容(第2次審査時) | 50／180点 | |

8. 日程

公告	令和2年5月 7日(木)
質問受付締切	令和2年5月14日(木) 17:00
質問回答	令和2年5月20日(水)
企画提案書等受付締切	令和2年5月27日(水)
第1次審査	令和2年5月29日(金)
第2次審査	令和2年6月11日(木)(予定)
結果通知	令和2年6月中旬
契約締結・業務開始	令和2年6月中旬

9. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、「2.業務に要する費用(予定価格)」を超過したもの

10. 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらためて見積書を提出するものとします。

11. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の管理技術者及び担当技術者は、原則として変更できないものとします。

なお、やむを得ない理由により変更する場合には、本市と協議のうえ決定するものとします。

- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。

ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考える部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。

なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。

12. 担当部署（提出・問合せ先）

生駒市役所 市民部 環境保全課 担当：千葉・河盛

生駒市東新町8-38 TEL：0743-74-1111 内線 359

メールアドレス：kankyohozen@city.ikoma.lg.jp